

soudanshitsu-dayori 相談室だより



公益財団法人井之頭病院

理念「患者様の権利尊重」

基本方針 1. 人権を尊重した医療の提供

2. 誠心、誠意、誠実を込めた奉仕

3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

第 467 号 令和 8 年 7 月 6 日発行

発行:井之頭病院相談室/三鷹市上連雀 4-14-1/0422-44-5331(代) /URL <https://www.inokashira-hp.or.jp>

7月

今月の紙面

2ページ	限度額適用認定証のあれこれ
3ページ	令和8年度 井之頭病院 盆踊り大会のご案内
4ページ	地域の催しもの/自立支援医療、マル障のご案内/編集後記

ご家族向けの催し

●感染症対策のため、マスク着用と手指消毒、検温にご協力ください。

●37度以上の発熱がある場合は、参加をご遠慮いただいております。

※1 予約・問合せ: 2号館 1階 4番相談受付窓口に来院、または各担当者に電話(☎0422-44-5331 代表)

※2 予約・問合せ: 2号館 1階 5番外来窓口に来院、または電話(☎0422-44-5331 代表)

●つながろう 家族のための わいわ会 要予約 ※1

当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について学び合う場です。1クール5回シリーズ。講義と質疑応答。

7/25(土)10:00~12:00 「本人の接し方の工夫~みんなが元気に暮らせるように~」 講師:看護師

4月と10月を除く原則毎月最終土曜日 定員:14名まで 費用:無料 予約は前日16時まで受付
テキスト(5回分)をご希望の方は、2号館 1階 4番相談窓口にて販売(税込500円)

●家族懇談会 原則予約(当日参加もOK) ※1

当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。スタッフからの話題提供も交えつつ、フリートーク形式でご家族の日頃の悩みや気になっていることについて、スタッフも一緒に考えます。ご家族自身の気持ちを話したり他のご家族の体験談を聞いて、ご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じていただければと思います。

7/25(土)14:00~15:30(13:45受付開始) 7月の話のタネ「グループホームについて」

※原則毎月最終土曜日 定員:12名まで 費用:無料

●認知症家族会 要予約 ※2 当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。

8/15(土)10:00~11:30 ※偶数月の第3土曜日 認知症の方との付き合い方に関するプログラムと懇談。

費用:無料 場所:1号館 1階 喫茶室「憩」(1号館に入る前の右手にあるガラス扉のお部屋です)

●アルコール家族教育プログラム 予約不要 当院受診/相談歴なくても可。アルコール依存症に関する講義。

毎月第1~第4土曜日 10:00~11:20 費用:無料 場所:3号館 1階、アルコールデイケアホールにて

7/11(土) アルコール依存症が家族へ及ぼす影響(担当:看護師)

7/18(土) アルコール依存症からの回復と社会資源(担当:精神保健福祉士)

7/25(土) アルコール依存症と家族の対応(担当:看護師等)

8/1(土) アルコール依存症とその治療について(担当:医師)

●アルコール家族ミーティング 予約不要 当院受診・相談歴なくても可。ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことが目的。ご家族同士のつながりの中で癒されることを実感していただいております。

7/11(土)・7/18(土)・7/25(土)・8/1(土) 11:30~12:30 毎月第1~第4土曜日

費用:無料 場所:3号館 1階、アルコールデイケアホールにて



限度額適用認定証のあれこれ

限度額適用認定証とは？

保険診療に係る1か月のお支払いが「自己負担限度額まで」となる制度です。自己負担限度額は、世帯の所得によって段階が分かれています。当院の医事課(会計窓口)に保険証のご提示がある方は、ご同意いただければオンラインで資格確認を行います。限度額適用認定証の資格確認ができない場合は、健康保険の負担割合どおりのご請求となります。この場合、自己負担限度額を超えた分は、各保険者に申請すると後から払い戻されますが、3ヶ月程の時間差があります。

自己負担限度額が R8年8月から変更となります！

自己負担限度額が変更となります。(R8年8月～R9年7月)

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能として新たに年単位(8月～翌月7月)の上限額が設定されます。

70歳未満	所得要件	1か月の自己負担限度額	4回目から(多数該当)	70歳以上	年間上限
ア	年収約 1,160 万円	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	140,100 円	現役並所得Ⅲ	1,680,000 円
イ	年収約 770 万～約 1,160 万円	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	93,000 円	現役並所得Ⅱ	1,110,000 円
ウ	年収約 370 万～約 770 万円	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	44,400 円	現役並所得Ⅰ	530,000 円
エ	70歳未満：年収約 370 万円以下 70歳以上：年収約 156 万～370 万円	61,500 円	44,400 円	一般	530,000 円
オ	住民税非課税世帯	36,900 円	24,600 円		290,000 円
	住民税非課税世帯で低所得Ⅰに該当しない	25,700 円	24,600 円	低所得Ⅱ	290,000 円
	住民税非課税世帯で所得が一定以下	15,700 円		低所得Ⅰ	180,000 円

限度額適用認定証の更新時期です！

《マイナ保険証をご利用中の方へ》

マイナ保険証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)をご利用の方は医事課にてオンラインでの資格確認を行い、更新手続きをいたします。自治体窓口での更新のお手続きは不要です。

※更新手続きを希望されない方は、お手数ですが医事課(会計窓口)までご連絡ください。

《紙の認定証をご利用中の方へ》

限度額適用認定証の有効期限が7/31までの方が8月以降も継続して利用するには、更新手続きが必要です。

更新窓口:各自治体の国民健康保険と後期高齢者医療保険の窓口

※認定証を当院の医事課(会計窓口)に提示された月から適用となりますので、新しい認定証を必ずご提示ください。

※有効期限が切れると、自己負担額に大きく影響します。手続きは時間の余裕をもって行ってください。



参照：厚生労働省「高額療養費制度の見直しについて」

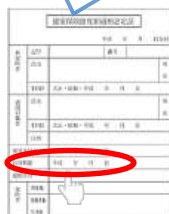
《所得区分が「区分オ」または「低所得Ⅱ」の方へ》

8月以降も90日を超えて入院し、「長期該当」による食事療養費の減額を受けるには、改めて限度額適用認定証を申請する必要があります。

長期該当で更新すると、食事療養費が1食220円に減額されます。

詳しくは加入している健康保険の保健所にお問い合わせください。

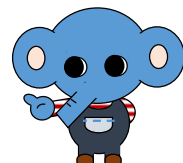
お手元の認定証の有効期限をご確認ください



《市民税・都民税の申告をしていない方へ》

令和8年度(令和7年分)の市民税・都民税の申告が必要な方が申告していない場合は、実際の所得状況にかかわらず、最上位の所得区分が適用されます。収入がなかった場合でも申告は必要です。

お住まいの自治体の担当窓口で申告ができます。



令和8年度
井之頭病院

盆踊り大会

当院中庭にて開催

日にち：7月23日（木）

時間：16：00～18：00



スケジュール

- 16：00 開会の挨拶（木下院長）
模擬店販売開始
- 16：30 前半の踊り
（炭坑節・しあわせ音頭・東京音頭）
- 17：00 アトラクション
（井之頭連 阿波踊り）
- 17：30 レクリエーション委員代表の挨拶（鈴木医師）
後半の踊り
（炭坑節・ズンパ音頭・東京音頭）
- 18：00 閉会

三鷹市内の
就労継続支援B型事業所

出店

	出店部署	出店内容
1	相談室	輪投げ
2	1-7 病棟	かき氷
3	1-8 病棟	キムチたまごスープ
4	2-6 病棟	シューアイス
5	3-2 病棟	フランクフルト
6	デイケア	ラムネ
7	事務局	冷たい飲み物
8	巣立ち工房	駄菓子すくい
9	ひまわり第2	フライドポテト
10	食茶房むうぷ	焼きそば

※出店内容はR8.6.24現在の情報のため、
変更になる可能性があります。

- ・車でのご来場はご遠慮ください。また、駐輪場も限りがありますので、自転車での
ご来場も極力お控えください
- ・場内は禁煙・禁酒です
- ・個人情報保護のため撮影・録画も禁止となっています

【主催】井之頭病院 盆踊り大会実行委員会 【お問い合わせ】TEL：0422-44-5331（井之頭病院 代表）

家族による家族学習会と家族のリカバリー ～ゆで卵理論の体験報告から～

2026年8月9日(日) 13:00～16:00 オンライン(ZOOM)にて

めざすものは「家族が元気になること」 家族による家族学習会は、2007年から家族と専門家が一緒に作り上げ、普及させてきた心理教育プログラムです。家族同士が語り合い、経験を共有することで、支え合いの場が得られ孤独感が解消していきます。本フォーラムでは、改めてプログラム作成までの歴史と得られる効果について振り返り、参加家族の経験をわかちあいながら、学習会への理解を深めていきます。(ちらしより)

出演者

蔭山正子氏(大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻)
飯塚壽美氏(親の立場の家族)
隅谷和生氏(親の立場の家族)
木村諭志氏(きょうだいの立場の家族)
前田直氏(配偶者の立場の家族)



プログラム

13:00 趣旨説明
13:05 家族による家族学習会の成り立ち
14:05 ゆで卵理論について
14:35 親の立場による体験談
14:55 きょうだいの立場による体験
15:15 休憩
15:30 質疑応答
16:00 閉会予定



*参加費 無料

*定員 300名

*申し込み締め切り 2026年8月6日(木)

*お申込み 申し込みフォームよりお申込みください

<https://forms.gle/xQYMrZzaFVHYwkmH9>

8/7に視聴用URLとパスワードをお送り致します

*お問い合わせ みんなねっと事務局

hukushikai@seishinhoken.jp

主催: 全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)

家族による家族学習会プロジェクト委員会



お申込みはこちらから



自立支援医療制度をご存じですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります。(注:登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です。)また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書の提出が必要になります。当院での診断書料金は5,500円(税込み)です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度(マル障)をご存じですか？

東京都内に住所を有する方で精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(※)は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での(精神科以外でも)外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります(ただし、入院中の食事療養費は対象外)。期限があるので更新をお忘れなく！

※ 所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までにマル障の申請をしなかった方は対象外です。

編集後記:本格的な夏がやってきますね。体調に気を付けて過ごしましょう。(お)



ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧ください。
井之頭病院ホームページ「各部紹介」→「相談室」→「相談室だよりの」



次号:8/5
発行予定